

令和5年 第5回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和5年6月21日(水) 午前10時00分

2 公示日 平成5年6月14日

3 開催場所 小樽市役所別館5階会議室

4 出席委員 (10人)

会長	14番	北島	吉治
委員	1番	江南	繁壽
	4番	田口	玲子
	6番	木露	正敏
	7番	本間	俊一
	8番	佐々木	晴男
	9番	岩部	利治
	11番	千葉	進
	12番	三國	幸一
	13番	古里	和夫

5 欠席委員 (5人)

	2番	川畑	正美
	3番	中橋	義則
	5番	今堀	政藏
	10番	浜谷	礼子

6 議事日程

○議案

(農地係・振興係)

・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○報告

(農地係)

・報告第1号 現況証明書交付の報告について

○その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 本庄 秀行

振興係長 樋口 博一 振興係員 星田 洋

農地係長 世戸 幹彦 農地係 光野 雅士

8 会議の概要

事務局長	<p>ただ今から、令和5年第5回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>今回は、川畑委員、中橋委員、今堀委員、浜谷委員が欠席し、14名中10名であります。定足数に達していますので、総会は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は、北島会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に11番千葉委員、12番三國委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (農地係長)	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。</p> <p>今回2件ありますので、まず1件目は私の方から御説明させていただきます。お手元に配布いたしました〇〇さんの資料を御覧ください。</p> <p>申請に係る農地の所在場所は、〇〇（面積1,391㎡）、〇〇（面積1,633㎡）、〇〇（面積21,031㎡）、〇〇（面積4,750㎡）、〇〇（面積1,112㎡）、〇〇（面積3,381㎡）と合計で33,298㎡となります。場所につきましては、小樽市中心部から〇〇を〇〇町方面に進み、〇〇方向に左折し、直線距離で約1.5km進んだ市街化調整区域にあります。</p> <p>譲渡人は、この農地の所有者である〇〇さんです。譲受人は隣接地で営農されています〇〇さんです。所有されている農地は、平成〇〇年2月に相続により所有権移転が行われていたものです。相続後は〇〇さんのお母さんと管理していましたが、お母さんが平成〇〇年〇月に亡くなり、その後は〇〇さんが週末に来て、〇〇さんの協力を得ながら、管理していましたが、〇〇在住で会社勤務をしているため、今後営農することも出来ず、農地の管理もできないとのことから、今回の申請に至ったものです。</p> <p>現在は、〇〇さんは譲られた場所のぶどう棚の撤去などを進めており、少しずつ経営規模を広げていくとのこととあります。</p>

事務局
(振興係長)

農地法第3条第2項各号との関連性については、資料にありますとおり、

- ①取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作すること、
- ②機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、
- ③権利を取得しようとする者又は世帯員等がその取得後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると見込まれること、となっています。

以上により、本件は農地法第3条第2項各号には該当しないことから、所有権移転の許可要件は全て満たしていると判断されるものです。

説明は以上となりますが、よろしくお願ひします。
続いて2件目を説明させていただきます。

御手元に配布しました〇〇さんの資料を御覧下さい。

申請のありました農地の所在地は、〇〇(面積4,683㎡)、〇〇(面積1,406㎡)と面積合計6,089㎡となります。

場所については、小樽市中心部から〇〇を〇〇町方面に進み、〇〇にあります〇〇方面に左折後、約1km進んだ市街化調整区域内にあります。

土地の譲渡人は、この農地所有者でありました〇〇市在住の〇〇さんで、譲受人は、3月に開催されました農業委員会総会で新規就農承認を受けられました、〇〇在住の〇〇さんです。

農地については、平成元年9月に、相続により所有権移転が行われていたもので、相続後、畑の活用はしていたものの、今後の営農はしないとのことから、畑を手伝っておられた〇〇さんに譲ることになったとのことです。

3月の総会でご説明したとおり、〇〇さんは、現在、〇〇に勤務しておりますが、勤務地に近い農地のため、兼業で年間200日程度農作業に従事し、知識と経験を活かして路地でミニトマト、スイカやササゲを栽培、将来的には農業に専念したいとのことです。

農地法第3条第2項各号との関連性については、資料にありますとおり、

- ①取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作すること、
- ②機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、
- ③権利を取得しようとする者又は世帯員等がその取得後において行う耕作の事業に必要な農作業に従事すると見込まれること、となっており、本件は農地法第3条第2項各号には該当しないことから、所有権移転の許可要件は全て満たしていると判断されるものです。

	<p>この農地に係る所有権移転の可否について、御審議のほどをよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今2件の案件につきまして、御説明がありました。まず第1件目、〇〇さんの件について、何か御意見、御質問はありますか？</p>
<p>委 員</p>	<p>売買価格はいくらになりますか？</p>
<p>事 務 局 (農地係長)</p>	<p>10a 当たり 64,100 円で、総売買面積で 3.3 万㎡ですから売買価格は 200 万円少し超えるくらいです。</p>
<p>委 員</p>	<p>家も全部含めてですか？</p>
<p>事 務 局 (農地係長)</p>	<p>家は住めるような状態ではないようです。</p>
<p>委 員</p>	<p>一切合切ですか。</p>
<p>事 務 局 (農地係長)</p>	<p>はい。一切合切です。</p>
<p>議 長</p>	<p>機械はたくさんありますか。</p>
<p>事 務 局 (農地係長)</p>	<p>現在使用しているようです。倉庫にも入っているのがありました。</p>
	<p>〇〇の方で、一般人に譲渡してもいいと話が出ていたんですけど、全然関係のない人が入られても嫌な気持ちがあったようで、親戚である〇〇さんの方に譲りたいということで今回このような話になったようです。うちの方としても、全然知らない人が入るよりも今まで手伝いをした〇〇さんが手を掛けられるのであれば、すぐ近くにいますので効率的に行えるので、今回の申請に至った次第です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ということで、何か御意見・御質問ある方はいらっしゃいますか。 特に、何もないようですので、賛成の方は挙手をお願いしてよろしいですか？</p>
<p>委 員 一 同</p>	<p>多数挙手あり</p>

事務局 (農地係長)	ありがとうございます。
議長	二番目の〇〇さん。買われた方は〇〇さんの件です。 〇〇さんという方は小樽の〇〇会にも所属されている方です。 譲渡人の〇〇さんも、〇〇さんに譲りたいという意思があったようです。この点につきまして、何か御質問はありますか？ ちなみに、〇〇のこの土地の売買価格は？
事務局 (農地係長)	総額で 50 万円です。
議長	何か御意見・御質問はありますか？ ないようでしたら、挙手をお願いします。
委員一同	全員挙手あり
議長	全員賛成ということで、決定をいたします。 次に報告第 1 号「現況証明書交付の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局 (農地係長)	報告第 1 号「現況証明書交付の報告について」を御説明させていただきます。 本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要領第 4 条及び第 8 条の規定に基づき、地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により、証明書を交付したものです。件数は市街化区域内の土地が 2 件 2 筆で、申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付しております。なお、今回、市街化調整区域の土地はありませんでした。以上でございます。
議長	説明は終わりました。御意見・御質問のある方、お願いします。
委員	意見・質問なし
事務局長	次回開催について御報告があります。今回は、7 月 28 日の金曜日なのですけれども、新しい農業委員が決まり、市役所本館 2 階の市長応接室で臨時総会を開催します。市長から任命の辞令を受け取った後、臨時総会に移りたいと思います。詳しくは後ほど御案内をさせていただきます。事務局からは以上でございます。
議長	その他、何かありますか。ないようですので、第 5 回小樽市農

	業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。
--	---------------------------------

(午前10時20分閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。